

第13章 就労

障害者総合支援センター

〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 TEL 859-7255 FAX 852-3272
✉syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

◇交通

【電車をご利用の場合】

JR 埼京線 与野本町駅（駅から徒歩 14 分）
または南与野駅（駅から徒歩 13 分）

【バスをご利用の場合】

JR 京浜東北線北浦和駅西口から運行
「鈴谷大かや前」（バス停から徒歩 2 分）または「浦和西警察署入口」（バス停から徒歩 4 分）
西武バス（3 番乗り場、大久保行き）
国際興業バス（2 番乗り場、さいたま新都心駅西口行き）



◇概要

障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援、生活支援、授産施設等に対する支援、社会参加支援及び発達障害のある方の相談支援を総合的に展開しています。

管理係（総合受付）

TEL 859-7255 FAX 852-3272

- (1) 障害のある方の自立した生活の支援及び社会参加の促進を目的として、障害のある方が地域生活をする上で必要なルールやマナーを身につけるための講座や講習会、社会参加のきっかけとなるような趣味・生きがいなどの講座や講習会などを開催します。
- (2) 授産施設等に対して商品の開発、製造指導を行うとともに、販売ルートの拡大を図るなど、障害のある方の工賃の増加につながる支援を行います。

就労支援係

TEL 859-7266 FAX 852-3273

就職を希望する障害のある方の相談支援を行います。

- (1) 就労の準備をしている方については、必要に応じ職場実習を実施しています。また、就労している方についても、必要に応じ職場定着支援としてジョブコーチ派遣事業、余暇活動支援として離職予防事業を行っています。
- (2) 就労の場を拡大するため、雇用創出コーディネーターが企業開拓を行い、障害者雇用の促進を図っています。

相談機関

公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就職については、公共職業安定所に専門の係員がおり、障害状況、希望などを伺った上で適性を判断し、職業の斡旋から就職後のアフターケアまで一貫して行っています。

〈窓口〉 ※居住地によって異なります。

◆浦和公共職業安定所〈ハローワーク〉

（担当区：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）

〒330-0061 浦和区常盤 5-8-40 TEL 832-2461(部門コード 44 #) FAX 832-2497

◆大宮公共職業安定所〈ハローワーク〉

（担当区：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）

〒330-0852 大宮区大成町 1-525 TEL 667-8609(部門コード 44 #) FAX 651-0331

ジョブスポット大宮・岩槻（障害者就労支援事業）

市内にお住まいの方の職業相談と職業紹介をジョブスポット大宮・岩槻で行っています。

なお、予約制となっておりますので、事前にお申込みください。

障害福祉サービスを利用中の方は、現在利用中の事業所経由でお申込みください。

〈問合せ先〉さいたま市障害者総合支援センター TEL 859-7266 FAX 852-3273

埼玉障害者職業センター

障害のある方の希望やニーズを踏まえて、就職や就業継続（復職）のための職業評価や職業相談を行っています。また、職場で求められるコミュニケーションや気分・行動のマネジメントのためのスキルの習得、作業遂行力の向上等職業準備性を整えるための職業準備支援、職場でのスムーズな適応を支援するジョブコーチ支援も実施しています。

これらの支援は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）の他就労支援機関、福祉機関、医療機関等と連携のもと行っています。

〒338-0825 桜区下大久保 136-1 TEL 854-3222 FAX 854-3260

◆職業準備支援室

〒336-0027 南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 302 号室 TEL 872-1300 FAX 865-5356

◆リワーク支援室

〒336-0027 南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 303 号室 TEL 872-2100 FAX 865-5356

訓練機関

国立職業リハビリテーションセンター

国立障害者リハビリテーションセンターとの密接な連携のもとに障害のある方の職業的自立に必要な職業指導や職業訓練などを体系的に提供しています。職業評価にはじまり就職に至るまでの様々な援助を行うほか、職場にスムーズに適応できるようフォローアップも行います。

〒359-0042 所沢市並木 4-2 TEL 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

◇費用 無料

埼玉県立職業能力開発センター

障害のある方が就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練と施設内において知的障害者を対象としたサービス実務科（1年間）と、精神障害者等を対象とした職域開発科（6ヶ月）の職業訓練を実施しています。

〒331-0825 北区櫛引町2-499-11 TEL651-3122 FAX651-3114

【障害者委託訓練】

◇対象者 次のすべての条件を満たしている方

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、又は精神障害・発達障害・高次脳機能障害等があり、主治医の診断書・意見書をお持ちの方
- ②居住地管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録を行い、受講の推薦を受けた方
- ③自力で訓練先まで通所ができる方で、就労しようとする意欲のある方

【施設内訓練】（サービス実務科）

◇対象者 次のすべての条件を満たしている方

- ①療育手帳をお持ちの方または、知的障害者と認められる判定書の提出が可能な方
- ②義務教育を修了している方または、修了見込みの方
- ③職業人として自立が見込まれ、職業訓練を1年間継続して受講できる方
- ④集団生活に適応できる方
- ⑤当該コースの技能習得に意欲のある方
- ⑥公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方

【施設内訓練】（職域開発科）

◇対象者

精神障害者の方で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は医師から統合失調症、躁うつ病、てんかんの診断を受けている方。

発達障害者の方で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は医師から発達障害の診断を受けている方。

以下、次の全ての条件を満たしている方

- ①ハローワークに求職登録をしている方
- ②職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業へ就こうという意欲がある方
- ③障害若しくは症状が安定し、訓練が可能な状態にある方
- ④集団での訓練に適応できる方
- ⑤設定した1日6～8時間の訓練を継続して受講できる方
- ⑥職業能力開発センターに自力通所が可能な方

東京障害者職業能力開発校

障害のある方が、その能力に応じて技能と基礎知識を学び、就職を目指す施設です。寮の設備もあり、就職については公共職業安定所が斡旋します。

〒187-0035 東京都小平市小川西町2-34-1 TEL042-341-1427 FAX042-341-1451

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉（76ページ参照）

◇対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

療育手帳の交付を受けていない方は、児童相談所や障害者職業センター等が発行する知的障害と認定される判定書でも可

◇費用

入学金・授業料・教科書代は無料（ただし、作業服など一部負担があります）

埼玉盲人ホーム

自営または雇用を目指して、必要な技術の指導を受け、臨床経験を積む通所施設です。また、情報機器等の研修会（不定期）も行っています。施設利用料は無料です。

〒330-0852 大宮区大成町1-465 TEL 652-4824 FAX 652-9795

◇対象者

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を持つ視覚障害の方

◇期間

2年を上限として就業できるまでの間

トライアル雇用

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉（76ページ参照）

厚生労働省では、就職を希望する障害のある方（以下「対象労働者」といいます）を対象とするトライアル雇用事業を実施しています。この事業は、ハローワークが紹介する対象労働者を短期間（原則として3か月間）試行的に雇っていただき、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。企業は、トライアル雇用中に対象労働者の適性や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、本採用するかどうかを決めることができます。また、このトライアル雇用に対して一定の奨励金の支給を受けることができ、雇入れにかかる一定の負担軽減が図られます。

対象労働者にとっても、企業の求める適性や能力・技術を実際に把握することができ、また、トライアル雇用中に努力することで、その後の本採用などに道が開かれます。

職場適応訓練（短期）

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉（76ページ参照）

実際に従事する仕事を経験することにより、訓練対象者には就業の自信をつけてもらうことができ、また事業主には訓練対象者の技能程度・適応性を把握してもらうことができます。相互の理解をすすめることで作業環境に適応していくことを目的として実施するものです。障害のある方の採用を希望する事業主へ委託して行われます。訓練期間は2週間以内（重度障害者は4週間以内）です。

※専修職業訓練校及び高等職業訓練校においても、身体的条件が許す限り健常者とともに訓練を行っています。

職業準備支援

〈窓口〉 埼玉障害者職業センター職業準備支援室

〒336-0027 南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 302 号室 TEL872-1300 FAX865-5356

一定期間通所し、模擬的就労場面で様々な作業体験、就職活動や職業生活で参考になる講座を受講しながら就職に向けた準備を行います。

個々のニーズに応じて次のカリキュラムを3週～12週の間で設定します。なお、利用料はかかりません。

- (1) 作業支援：作業を通じて就職に必要な基本的ルールや作業態度を身につけます。
- (2) 職業準備講習カリキュラム：職業講話や事業所見学等を通じて職業に関する知識を身につけます。
- (3) 精神障害者自立支援カリキュラム：精神障害のある方を対象として、仕事に必要な知識を身につけ、ストレスへの対処法、対人スキル等を身につけて働く準備を整えます。
- (4) 発達障害者就労支援カリキュラム：発達障害のある方を対象として、自分の特性を知り、コミュニケーションや課題解決に関するスキルの向上を目指します。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

〈窓口〉 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 桜区下大久保 136-1 TEL 854-3222 FAX 854-3260

就職又は職場への定着に際して課題がある方々に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるように、障害のある方や家族、事業主に対する支援を行っています。

(1) 対象者

① 求職者（雇用前支援）

雇用を進めるにあたり、職場への適応能力の向上を図るために専門的、直接的な人的支援が必要な場合。

② 在職者（雇用後支援）

既に雇用が決まっている方や雇用を継続している障害のある方で、職場適応に不安があり、事業所内の支援体制のみでは対応が難しく、定着のために人的支援が必要な場合。

(2) 実施期間

1か月以上8か月以内の期間で、個々の状況に応じて設定します。

(3) 支援内容

① 障害者支援

人間関係、職場内のコミュニケーションに関する事項、継続勤務等基本的な労働習慣に関する事項など

② 事業主支援

障害特性や配慮等の知識に関する事項、作業指導の方法に関する事項など

③ 家族支援

職業生活を支えるための必要な知識、家庭での支援に関する事項など

※実施期間中は、大きく2期（集中支援期、移行支援期）に分けて支援を行い、ジョブコーチによる直接的な支援から、次第に職場の担当者や家族等による働きかけで支えられるような形に移行できることを目標とします。

職場復帰支援（リワーク支援）

〈窓口〉 埼玉障害者職業センターリワーク支援室

〒336-0027 南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 303 号室 TEL 872-2100 FAX 865-5356

うつ病などにより休職中の方に対して、主治医、雇用事業主との連携の下、作業支援、ストレス対処講習等により職場復帰に向けたウォーミングアップを行います。

(1) 対象者

うつ病などにより休職中の方で、主治医が職場復帰のための活動を開始することを了承している方
※本支援は雇用保険適用事業所の休職者を対象としています。

(2) 実施期間

対象者の個々の状況に応じて個別に設定します。

(3) 支援内容

①雇用事業主

- 職場復帰に係る労働条件、職務内容等の設定に関すること
- 受け入れに係る上司、同僚等の理解の促進に関すること
- 職場復帰後の対象者の状況把握や理解の促進に関すること
- 家庭、医療機関等との連絡、連携体制等の整備に関すること

②対象者

- 生活リズムの構築、通所等に必要な基礎的な体力の向上
- 作業遂行に必要な集中力、持続力等の向上
- ストレス場面等での気分、体調の自己管理及び対人技能等の習得

更生訓練費の支給（ 1 ページ欄外参照）

〈窓口〉 各区役所支援課（3 ページ参照）

就労に向けた訓練を受けている障害のある方に対して、必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。

◇対象者

さいたま市において支給決定を受け、次のいずれかに該当する方。

- (1) 自立訓練又は就労移行支援を利用している方で、かつ、生活保護受給者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- (2) 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、施設入所支援、又は共同生活援助を利用している方で、かつ、市町村民税非課税者で世帯収入が 80 万円以下のもの（世帯区分および世帯の収入状況は、障害福祉サービスに準ずる）
- (3) 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、入所の措置又は入所の措置を委託された者で、利用者負担額の生じないもの

◇助成額

以下に定める金額と、実際に支払った額とを比較して少ない方の金額を助成します。

- (1) 訓練のための経費：月額 3,150 円

（※就労移行支援事業のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とした支援を行っているもの：月額 14,800 円 ）

(2) 通所のための経費：日額 280 円

◇申請に必要なもの

印鑑、振込先の口座がわかるもの

就職支度金の支給

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

就労に向けた訓練を受けていた障害のある方が就職等により自立する場合に、就職等に必要な生活用品の購入費として就職支度金を支給します。

◇対象者

就労移行支援又は就労継続支援（A 型・B 型）を利用して、就職等により自立する方

◇助成額

一律 36,000 円

◇申請に必要なもの

採用証明書等、印鑑、振込先の口座がわかるもの

◇申請時期

施設を退所する日まで

重度障害者等の就労支援

〈窓口〉障害福祉課 TEL 829-1305 FAX 829-1981

就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、日常生活に係る支援（食事、排せつ等の介助）を行います。

◇対象者

市内に1年以上在住し、かつ、就労している重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者のうち、1週間の就労時間が10時間以上の方（1週間の就労時間が10時間未満の方であって、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる方を含む。）であって、次のいずれかに該当する方。

- (1) 民間企業に雇用される方
- (2) 自営業の方

◇申請に必要なもの

障害福祉サービス受給者証の写し、雇用契約書の写し（自営業の方については、自営業者であることを証する書類）、支援計画書（所定の様式）



お立寄りください

ピアショップ

「ピアショップ」とは？

市内障害者施設の利用者・職員がパン、クッキー、手工芸品等の「ピアグッズ」を販売している場所です。「自主製品販売の機会創出」と「市民に対する障害者への理解と交流の促進」を目的としています。



販売場所

★日によって出店時間、出店施設が異なります。詳細はさいたま市ホームページでご確認ください。

ピアショップ西	西区役所	1 F	市民ホール前
ピアショップ北	北区役所	1 F	支援課横
ピアショップ大宮	大宮区役所	1 F	多目的室前
ピアショップ見沼	見沼区役所	1 F	社会福祉協議会横
ピアショップ中央	中央区役所	1 F	入口階段脇
ピアショップ桜	桜区役所	1 F	リフレッシュコーナー内
ピアショップ浦和	浦和区役所	1 F	ジョブスポット浦和前
ピアショップ南	南区役所	4 F	正面階段下
ピアショップ緑	緑区役所	1 F	区民ホール内又はホール階段下
ピアショップ岩槻	岩槻区役所	3 F	情報公開コーナー横
ピアショップあいぱれっと	子ども家庭総合センター	1 F	正面入口付近



「さいたま市のピアショップカタログ」
ピアショップの魅力を発信しています♪
区役所、あいぱれっとで配布中！
さいたま市のホームページでも見られます！

《URL》 <http://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p001518.html>

さいたま市 ピアショップ 検索



詳しくは、障害福祉課 (Tel 829-1255 Fax 829-1981) へ

障がい者がつくるハートフルグッズが勢揃い！

サデコMONOがたり



障害のある方が作る製品のオンラインショップ「サデコ MONO がたり」をご利用ください。
デザイナーや職人の指導を受け製作した雑貨類、シェフの監修による商品、素材にこだわった商品などを取りそろえています。

商品例

アトリエ案樹



春里どんぐりの家



ぱらだいすかふえ



風舎



すてあーず



ふくふく



ゆうの樹



埼玉福祉事業協会



アトリエ・モモ



ゆめの園アクト大宮



つみ喜



その他の商品など詳しくは、「サデコ MONO がたり」ホームページへ。

サデコ MONO がたり 検索



詳しくは、障害者総合支援センター (Tel 859-7255, Fax 852-3272) へ。